

加古川市 町内会・自治会長の永年勤続に係る感謝状贈呈に関する要綱

平成 25 年 2 月 27 日

地域振興部長 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、永年にわたり地域活動に尽力され、市の自治振興に貢献し、その功績が顕著である町内会・自治会長に対し、感謝状を贈呈することについて、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の対象者)

第 2 条 感謝状の贈呈は、加古川市町内会連合会に加入している町内会・自治会の長として満 8 年以上在任し、引き続きその職にある者に対し、行うことができる。

(在職年数の計算)

第 3 条 前条の在職年数の計算は、毎年 4 月 1 日を基準とし、就任の月から基準日の属する月までとする。ただし、1 年未満は切り捨てとする。

2 前項の場合において、在任期間に中断がある場合は、通算するものとする。

(感謝状贈呈の方法)

第 4 条 感謝状の贈呈は、感謝状を授与して行うものとする。

2 前項の感謝状は、副賞を添えて授与することができる。

(感謝状贈呈の期日等)

第 5 条 感謝状の贈呈は、毎年、加古川市町内会連合会総会の席上においてこれを行う。

ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(補足)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。